

市立小・中学校の臨時休校期間を5月31日(日)まで延長

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、臨時休校期間を延長します。

再開後は、長期間にわたる臨時休校期間を過ごしている児童・生徒の生活リズムを取り戻すため、次のとおり、段階的に授業を行います。

なお、休校期間中は、校庭、学校図書館の開放を行いません。

①6月1日(月)～4日(木) = 学級内時差登校

10人以下のグループで、時間をずらして学習を行います。1グループ1単位時間(小学校は45分、

中学校は50分)の学習後、下校します。

②6月5日(金)～10日(水)の平日=午前授業

通常の授業を4校時まで行います。給食は実施しません。

③6月11日(木)以降=通常授業

通常どおり授業を行い、給食を実施します。

☆詳しくは、教育委員会指導課へ。

市ホームページ
はここから▶



施設などの利用・貸し出しの中止期間を5月31日(日)まで延長

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、中止期間を延長します。

また、6月分と7月分の予約申し込み、及び、8月分の抽選申し込みを、5月31日(日)まで中止します。

なお、公民館小ホールについては、6月分から9月分までの新規予約申し込み、及び、10月の抽選申し込みを中止します。

6月以降の一般利用と利用受け付けの再開については、状況を注視しながらその都度判断し、市ホームページなどでお知らせします。

なお、これに伴い、5月31日(日)までのイベントや事業なども原則中止または延期します。

市ホームページ
はここから▶



新型コロナウイルス感染症の影響で自粛などの対応が続いていますが、一人ひとりの感染予防のための行動が大切な命を守ります。引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※今号に掲載している情報は令和2年5月1日時点のものです。

主な記事

子育て世帯への臨時特別給付金	2
特別定額給付金に関するお知らせ	2～3
新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口	8